

令和 3 年度報酬改定に伴う医療的ケア児に係る手続きについて

この度の令和 3 年度報酬改定に伴い医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実を図るために、非重心型の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用した場合、看護職員を配置して医療的ケアを必要とする障害児を支援したときの報酬について、医療的ケアの判定スコアを用いて段階的な評価を行う「医療的ケア児」に係る基本報酬区分が創設されました。明石市における手続きについて下記のとおりとしますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

1 令和 3 年度報酬改定の概要(医療的ケア児に係る基本報酬区分関連)

- ①医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定
- ②看護職員加配加算の廃止(重症心身障害児対応の事業所を除いた児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所(以下、非重心型とする))
- ③看護職員加配加算の要件緩和(重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所・放課後等デイサービス)
- ④医療連携体制加算の単位拡充
医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア(健康観察等)の単価を適正化

2 改定内容

医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定

(1) 対象事業所

非重心型児童発達支援、非重心型放課後等デイサービス事業所

(2) 内容

- ・看護職員を配置して、医療的ケア児に支援を提供したときに、医療的ケア児の新判定スコアの点数に応じて、段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設。
- ・「医療的ケア児」の基本報酬区分の創設に伴い、看護職員加配加算を廃止。
- ・重心型の事業所においては、従来どおり基本報酬に、看護職員加配加算が算定可能。

例1)児童発達支援(非重心)・定員 10 人

- ・医療的ケア区分に非該当…………… 885 単位/日
- ・3 点～15 点(医療的ケア区分 1)…… 1,552 単位/日
- ・16 点～31 点(医療的ケア区分 2)… 1,885 単位/日
- ・32 点以上(医療的ケア区分 3)……2,885 単位/日

例2)放課後等デイサービス(非重心)・区分1・授業終了後・定員 10 人

- ・医療的ケア区分に非該当…………… 604 単位/日
- ・3 点～15 点(医療的ケア区分 1)…… 1,271 単位/日
- ・16 点～31 点(医療的ケア区分 2)… 1,604 単位/日
- ・32 点以上(医療的ケア区分 3)……2,604 単位/日

(3) 事務の取扱い

①【基本的な考え方】

新判定スコアは医師が判定する必要があることから、給付決定申請の際に、保護者は、医師に新判定スコアを判定してもらう。

※平成 30 年度の報酬改定で導入された、看護職員加配加算における医療的ケアに係る判定スコア(以下、旧判定スコアという。)について、新判定スコアに見直しが行われる。

②【経過措置】

①の取扱いは令和3年4月から施行されるが、経過措置として、旧判定スコアの点数を置き換え、その結果を新判定スコアとみなす。

※ なお、この取扱いは、保護者が短期間で新判定スコアを用意することが困難であることが想定されるための配慮であるので、保護者が新判定スコアを用意できる場合は、新判定スコアにより決定する。

3 明石市の取り扱いについて

ア 初めて旧判定または新判定スコアを提出する際の手続きについて
以下の通りお手続きください。

	対象	提出書類
①	事業所様	該当する障害児の保護者に令和 3 年 4 月以降の取扱いと旧判定スコアまたは新判定スコアを市に提供する旨の説明をお願いします。保護者の同意を得た上で、市に届出書(様式1)と共に旧判定スコアまたは新判定スコアを提出してください。 ※複数の事業所を利用する場合、保護者の同意を得て、他の事業所から旧判定スコアまたは新判定スコアの提出を受けることも可能です。 ※申請はそれぞれの事業所から提出してください。
②	明 石 市	旧判定スコアを新判定スコアに置き換えた後、非該当から医療的ケア区分1～3のいずれかを決定。区分を記入した新たな受給者証を発行し、保護者に送付します。 新判定スコアで提出された方についても区分を記入した新たに受給者証を発行し、保護者に送付します。
③	保護者様	事業所にご提示ください。
④	事業所様	②で決定した医療的ケア区分に応じた報酬請求をお願いします。

● 旧判定スコアの適応期限について(経過措置)

経過措置として、令和4年6月末まで旧判定スコアでの提出が可能です。が、本経過措置は令和4年6月末までとなっており、令和4年7月サービス提供分以降の報酬請求は新判定スコアに基づき請求する必要があるため、令和4年 6 月までに、給付決定申請にあたり保護者様は新判定スコア(※1)を準備する必要があります。

※1 新判定スコアで提出する場合、医師による新判定スコアが必要になります。かかりつけ医に作成を依頼するよう保護者に説明をお願いします。(作成に係る費用は自己負担となります)。

イ 既に判定スコアを提出されている方へ

判定スコアは1年に1回確認が必要となっています。

※明石市におきましては、判定スコアを提出された方につきましては毎年6月末に見直しを行いますので今後1年に1回判定スコアの提出をお願いいたします。

主治医に判定いただいた更新後の判定スコアを提出する際の手続きは下記のとおりとなります。

	対象	提出書類	提出時期
①	事業所様	該当する障害児の保護者まで更新後の判定スコアを市に提供する旨の説明をお願いします。保護者の同意を得た上で、市に届出書(様式1)と共に更新後の判定スコアを提出してください。 ※複数の事業所を利用する場合、保護者の同意を得て、他の事業所から更新後の判定スコアの提出を受けることも可能です。	<u>※締切※ 令和4年6月 30日 (木) 必着</u> <u>⇒更新後の判定スコアで判定した結果、区分が変更になる場合提出のあった翌月の初日からの適用となります。</u>
②	明石市	更新後の判定スコアを提出された方について、非該当から医療的ケア区分1～3のいずれかに決定。区分を記入した新たな受給者証を発行し、保護者に送付します。	
③	保護者様	事業所にご提示ください。	
④	事業所様	新たに受給者証を発行した月から②で決定した医療的ケア区分に応じた報酬請求をお願いします。	

提出日

令和4年6月30日(木)必着【通所されている事業所を通じての提出となります】

4 医療的ケア児の基本報酬区分で給付費の算定をする場合の届出について

医療的ケア児に係る基本報酬を算定する場合、事前に指定権者への届出が必要な場合がございますので、明石市障害福祉指定担当までお問い合わせください。また、市外の事業所は所在地の市町にご確認ください。

5 その他

① 判定スコアの判定に係る文書作成料は保護者様の負担となります。

② ご提出いただく判定スコアについて前回判定時と結果が変わらない場合は、改めて各項目の判定を行わず前回判定時に使用した判定スコア表の写しの「更新判定(2回目記入欄)」に日時や氏名などを記入していただいたものでも可能です。ただし、前回判定時と結果が変わらない場

合であっても提出が必要です。

- ③ 医療機関が変わる場合や状態像が変わり判定スコアの点数に変更が生じる場合は、新しい用紙で判定スコアの判定を受ける必要があります。

【お問い合わせ】 明石市福祉局生活支援室障害福祉課

☎ 0 7 8 - 9 1 8 - 1 3 4 4